

◆ はしがき——医療法律相談室とは何か

病院や医師は常に何らかのトラブルに巻き込まれるリスクを抱えています。医学は不確実なものであり、常に思いもしなかったような結果が起きることに悩まされます。

医療過誤とは何か。医師は結果が悪いと医療行為の過程を顧みて反省をし、不十分であったことやより良い医療行為の選択は何であったかなどに思いをいたし、そこから教訓を学びとろうとしますが、そのことと過失とは別問題です。過失の判断は、法律的判断であり容易ではありません。医療過誤を起こさないようにするためには、何を注意し、どのようなことを心がけていなければならないのか、医療事故を起こしたときはどうするか、患者には何をどこまで説明しておくのかなど、常に考えながら医療を実践する必要があります。

医療者は、医療過誤を起こしてはならないのは当然として、昨今では医療倫理に叶った医療が重要視されるようになりました。終末期にどのような医療をするべきか、いったん取り付けた人工呼吸器は絶対に取り外すことができないのかなど、医療倫理にかかわる問題は医療の質の向上のためにもきわめて重要です。医療倫理を考えない医療は、単に倫理にもとるというだけではなく、法的にも責任を取らざるをえなくなる時代は目前に迫っています。

日常の診療の場ではモンスターペイシエントとかクレーマーと言われる患者達に悩まされない医療関係者はほとんどいないと言っても過言ではないくらいです。医療機関に対するクレームにどう対応するかは、医療機関にとって欠かすことのできないテーマです。そして、医師の応招義務は患者とのクレームとの関連で、医師をひどく悩ませる問題のひとつです。そのほか個人情報の管理にも万全の注意が必要で、患者の診療

情報やプライバシーには常に心しておかなければなりません。

さらには、2015年10月から新しい医療事故調査制度が発足しました。この制度は、立法過程において医療側と患者側の激しい利害の対立の中で生まれた妥協の産物であり、一貫した解釈は困難です。この制度をどのように運用していくかは、発足間もない制度であるだけに明確ではありませんが、できる限り法の趣旨にしたがった適切な運用が望まれます。

これらのさまざまな課題に対し、医療機関は本当に適切な対応ができているのでしょうか。対応を誤ったばかりに、信用を失ったり、職員のモチベーションが低下したり、ときには大きな損害を被ることが起こります。

本書は、これらの医療現場の悩みに多少なりとも答えることを目的としています。

弁護士業務の中で、企業法務という分野は広く公認されていますが、医療法務という用語はあまり用いられることはないようです。

しかし、医療活動に伴い発生する法律問題は、企業法務の扱う業務と同様に、諸々の紛争への対応・指導、訴訟、契約、交渉、組織内コンプライアンスなどにとどまらず、医療倫理、医療安全など医療に特有な分野が加わり、きわめて広範囲にわたります。

ところが、これまで弁護士は、医療過誤裁判や患者の苦情処理など、それぞれ事件として個別に取り扱うことはあっても、医療法務を全般的に取り扱う専門の弁護士は多くはなく、またこれを求める医療機関のニーズに対して、十分に応えられてこなかったように思います。

その1つの理由としては、弁護士が医療の現場に必ずしも精通していないことがあるように思われます。医療の実践は多岐・多様な分野に亘り複雑で、しかもきわめて専門的です。医療の現場を知らずに、日常的に医療現場で起きているさまざまなトラブルに適宜に対応することは容易ではありません。

私は、弁護士として法律事務所を運営する傍ら、非常勤ではありますが、阪神間の某医療法人病院の常務理事として病院の経営管理と医療安全を担当し、医療の現場を内部から学ぶ機会がありました。そこで得られた経験と知識を生かして、私の事務所を拠点にして、「医療法律相談室」という部門を設け、医療関係者・医療機関を対象に、広く日常的に起きる医療に関する法律問題を扱うようになりました。

医療法律相談室は業務の1つとして、勤務先の病院で得た知識と遭遇したさまざまなトラブルの経験、顧問先の医療機関から寄せられた質問に対する回答など、医療に関連する法律情報を、主として顧問先の病院等に提供する目的で定期的にニュースレターを発行してきました。本書は、医療法律相談室のニュースレターに書かれた記事を中心に加筆・修正して1冊の本としてまとめたものです。

本書は、通常の医事法の概説本とは異なり、医療現場の具体的な悩みに即した現場で役に立つ実践的な医事法の解説書です。冒頭の具体的な問いかけ(Q)に答えるような形で、「です・ます」調で親しみやすく語りかけるように書かれていますが、単に「何をすべきか」というノウハウ的な結論だけを示すのではなく、法律上の根拠を明らかにし、結論にいたる考え方の道筋を法律家でない人にもできるだけわかりやすく解説を施しました。

また、医療の現場で実際に起きていて、解決が困難な問題を意識的に取り上げていますので、一般的な解説書ではあまり触れられることのないテーマについても書いています。そのために私見に亘る部分も少なくないのですが、大筋を外れることのないよう、裁判所の判例をできるだけ多く引用しています。

そして、各章の末尾には「要約とポイント」が掲載されており本文を熟読せずともすぐに現場で活用できる知識が整理されています。さら

はしがき

に、法律の専門用語に関しても「キーワード解説」としてわかりやすくする工夫がなされていて、法律家でなくても読めるような仕掛けがあります。

本書は主には医師，看護師，病院の管理者など医療機関の関係者を読書対象として書かれていますが，法律家の医事法入門書としても，また病院など医療機関の顧問弁護士にも参考になるものと思います。

日常の医療活動の現場で，本書が何らかのお役に立つことができれば幸いです。

2017年6月

医療法律相談室
弁護士 川西 讓
弁護士 川西 絵理